## 金融庁が実施した政策評価についての個別審査結果

## 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 18 年度実績評価書」(平成 19 年 8 月 30 日付け金総第 1 9 7 5 号による送付分)における実績評価方式による 26 件の政策評価
- イ 「平成19年度事業評価書」(平成19年8月30日付け金総第1975号による送付分)における事業評価方式による3件の政策評価(事前)
- ウ 「平成19年度事後事業評価書」(平成19年8月30日付け金総第1975号による送付分)における事業評価方式による3件の政策評価(事後)

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

(1)審査の考え方と点検の項目

## (目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注1、2)。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。
  - (注1) 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### (2) 審査の結果

「平成 18 年度実績評価書」における実績評価方式による 26 件の政策評価についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表 (実績評価関係)

政		目標	こ関し達成しようとする水準	上が数値	比等によ	り特定されている政策の	有無			
策番号		政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値 等の設定の有 無
_	金融機能の		7 - 1.							
1	(1)金融機 関の自主	が健全に経営されてい ①金融機関を巡る状況の変化に対応し た、効果的・効率的	0	金融機関の業務の健全かつ 適切な運営を確保すること (主要行全体としての不良		2 (参考 指標	(測定指標) 金融機関の の状況			運営の確保
	的な取組	な取組		サイト・モニ 債権比率については17年3 7) ブの実施 月末時点の水準以下に維持		各業態の健全性指標の状況	СМ	主要行全体と しての不良債 権比率につい には17年3月 末時点の水持 以下に維 れること	0	
							各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件(参考指標) オフサイト・モニタリングの実施状況 モニタリング・システムの整備状況 を融コングロマリットのモニタリング状況	P P		
							リスク管理に関するルールの整備状況(監督指針・解釈集の改正、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直し等) 経営健全化計画の履行状況報告のフォローアッ			
		②金融機関を巡る状	_	金融機関の業務の健全かつ	C	2	プ・公表等の状況 金融機関等への資本参加 の状況 経営強化計画の履行状況 報告のフォローアップ・ 公表等の状況 (測定指標) 金融機関の	Р	健全かつ適切な	運営の確保
		況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施		適切な運営を確保すること			の状況 検査実施状況(検査指摘 状況等)、マニュアルの 整備状況 施行等の状況	P P	_	_
2 🕏	▲ 金融システム	l いの安定が確保されて	いること	<u> </u>	•		旭11 寺の仏仏	: F	<u> </u>	<u>  —                                   </u>
	ステムの 安定が確 保されて	①システミックリス クの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑 な破綻処理のための 態勢整備		システミックリスクの未然 防止及び円滑な破綻処理の ための態勢整備が図られること			(測定指標)システミッ 綻処理のための態勢整備 預金保険制度についての 国民の理解の状況(アン ケート調査等による預金 保険制度の認知度)	の状況 CM		び円滑な破
							名寄せデータの整備状況 (参考指標) 預金保険制度に係る広報			
							活動の状況 りそなグループの経営健 全化計画の履行状況報告 のフォローアップ状況 足利銀行の経営に関する			
	(a) to the la			The the lab A of Little at			DANI-DADA G - ACESTIVO	Р		
	能の安定 が確保さ	①国際的な金融監督 のルール策定等への 貢献	_	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること		指標	(測定指標) 金融庁が参 おける基準・指針等の策 各国際金融監督機関にお ける基準・指針等の策定 (参考指標)	定状汎 P		監督機関に
	れている こと等						バーゼル委、IOSC O、IAIS、ジョイン ト・フォーラム等の国緊 金融監督機関における国 際的なルール策定等への 参画状況(国際的なルー ル策定作業、当庁の活動	СІ		

政	tr l		目標に	に関し達成しようとする水準	が数値(	と等によ	り特定されている政策の	有無		
<b>吹策番号</b>		政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	目標分類	指標数		指標 分類		指標の目標値 等の設定の有 無
							WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画 EPA交渉への参画状況 海外監督当局との意見及 び情報交換の状況	P P		
		②新興市場国の金融 当局への技術支援	_	アジアの新興市場国の金融 当局の能力向上を図ること	С	指標	主要国の監督当局との2 国間協議の実施状況 (測定指標) 研修生による研修成果の 活用状況(研修生に対す るアンケート調査の結	СМ	_	_
							(参考指標) 研修事業等の実施状況	Р		
		険契約者、投資者等 <i>の</i>								
		サービスを適切に利用			C	7	(測学松捶) 女輔北, 12。	フ のギ	田孝伊娄の仏の	7.の体にの
	(1)金融 サービス の利用者 保護の仕	①金融実態に即した 利用者保護ルール等 の整備・徹底	-	金融サービスの利用者保護 の仕組みが確保されている こと		1	(測定指標)金融サービン 状況 関連する政令・府令等の 整備状況		用有保護の任組	- Mulkの
	組みが確 保されて と						保険契約者等保護のため の施策の検討状況	Р	_	_
							監督指針の見直し状況	Р	_	_
							金融機関の対応状況の フォローアップ状況	Р	_	_
							貸金業制度等に関する検 討状況 消費者信用にかかる検討			_
							状況 違法な経済取引による被	Р	_	_
		②利用者保護のため	_	国民が各種金融サービスの	С	1	<u>害者救済に関する検討状</u> (測定指標)			
		の情報提供・相談等の枠組みの充実		特性や利用者保護の仕組み について理解していること		(参考 指標 4)	各種金融サービスの特性 や利用者保護の仕組みな どについての理解の状況 (「証券投資に関する全 国調査」、「金融に関す る消費者アンケート調 (参考指標)	СМ	_	-
							(「おしえて金融庁」 等)へのアクセス状況 関係省庁・民間団体との 連携(後援名義の付与件	Р		
							アドバイス等の公表の状況 金融トラブル連絡調整協議会における検討状況			
	(2)企業内 容の情報	①証券取引法に基づ くディスクロー		投資家に対し投資判断に必 要な情報が適切に提供され		2	(測定指標)投資家に対す 状況	ナる投	資判断に必要な	情報の提供
	開示の充 実等を通	ジャーの充実		ること			改正証取法に係る政令・ 府令の整備状況		_	_
	じて国民 の市場に						EDINETサイトへの アクセス件数			
	対する信 頼が高ま ること	②会計基準の整備を 促すことによる企業 財務認識の適正化		国際的動向を踏まえた会計 基準の整備の促進	Р		(測定指標) 国際的動向を 状況 コンバージェンスに係る		えた会計基準の	整備の促進
	_						会合等の状況		_	
							海外当局との対話等の状 会計基準の整備状況		_	_

政			目標	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
<b>以策番号</b>		政策	達成すべき目標 (「達成目標」)		目標 分類 指標 <sup>類</sup>		] 測定指標		目標値	指標の目標値 等の設定の有 無		
		③公認会計士監査の	_	厳正な会計監査の確保を図	Р	6	(測定指標) 厳正な会計		確保の状況			
		充実・強化		ること			金融審議会での検討状況	Р	_			
							監査基準等の整備状況	Р	_	_		
							公認会計士等に対する処	Р	_	_		
							分状況 (処分件数) 公認会計士・監査審査会	P	_	_		
							の開催状況(開催実績)	_				
							品質管理レビューの審査	D	_	+		
							及び監査法人等に対する	1				
							検査の実施状況(報告受					
							理件数、審査件数、立入 検査件数、勧告件数)					
							ハ知人計「計解ショニ)	D				
							公認会計士試験システム の整備状況	Р	_			
2		が金融サービスを公正										
	(1)金融機 関等の法	①金融機関等の法令 等遵守に対する厳正		金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること	С	1 (参考	(測定指標) 金融機関等(	の法令	う遵守態勢等の確	雀立の状況		
	令等遵守	な対応		27 W THE TE C 4 0 O C C		指標	各種金融サービスに対す		_	_		
	態勢が確 立されて					3)	る苦情・相談の内容・件 (参考指標)	<u> </u>		1		
	いること							Р	/			
								<u> </u>	/	/		
							行政処分の実施状況	Р		/		
							貸金業者の登録状況(新	Р				
3	市場が公正	であること			!		規登録件数)	<u> </u>	/			
	(1)証券市	①取引の公正を確保	_	事後監視を適正に行うこと		5	(測定指標) 検査・調査等	等のま	<b>E施状況</b>			
	場におい て取引の	し、投資家の信頼を 保持するための事後		により、投資者の信頼を保 持し、取引の公正を確保す			犯則事件の告発状況(犯	Р	_	_		
		保付するための事後 監視		付し、取引の公正を確保すること			則事件の告発件数)					
	保されて						W11   W12   W12	Р	_	_		
	いること						(勧告件数、課徴金納付 命令件数)					
							開示検査の実施状況(検	Р	_	_		
							査実施件数、検査結果に 基づく勧告及び自発的訂					
							正件数、課徴金納付命令					
							証券検査の実施状況(検	Р	_	_		
							<u> 査実施件数、勧告件数</u> 情報収集・分析及び取引	Р	_	_		
							審査実施状況(情報受付					
		②取引の公正の確保	_	市場関係者の取組みが強化	Р	1	件数、取引審査実施件 (測定指標) 取引の公正の	ひ確与	<u> </u>   これ	1		
		等に向けた市場関係		されることにより、取引の		(参考	証券取引に関する苦情・	Р	-	_		
		者の取組みの強化		公正を確保すること		指標 2)	相談の内容・件数					
						-/	(参考指標)		I.	1		
							取引所規則等の検討・実	Р	/			
							施状況 証券業協会等における各	Р		/		
							種取組みの検討状況					
Ш	円滑な金融	<u></u>	ļ	!	<u> </u>	Ь	<u> </u>	<u> </u>	$\vee$	V		
		、 が環境の変化に適切に	こ対応で	きていること								
	(1)市場機	①個人投資家の参加	_	個人投資家の金融・資本市		1	(測定指標)					
	能を活用 した資金	拡大		場への参加が拡大すること		(参考   指標	個人金融資産に占める株 式・投資信託の割合	СМ	_	-		
	仲介・資					3)	(参考指標)	:	I	1		
	源配分の 発展が促						関連する政令・府令等の	Р	/			
	されるこ						整備状況金融・資本市場への個人	СМ	/	/		
	ح						投資家の参加状況(個人		/	/		
							金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株			/		
							主数、特定口座数の推		/	/		
			ĺ	I	<u> </u>		税制改正及び広報の状況	Р	V	<i>∨</i>		

		目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
	政策	達成すべき目標 (「達成目標」)	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類		指標の目標値 等の設定の有 無	
(2)金融イ ンフラ等	①金融・資本市場等 の機能拡充	- 金融・資本市場等の機能が 拡充すること	Р	5	(測定指標)金融・資本i 関連する政令・府令等の		等の機能拡充の状 ┃-	:況 	
が整備さ れている					整備状況	P	_	_	
こと					システム等の整備・進捗状況		_	_	
					各振替制度の円滑な稼動	Р	_	_	
					に向けた取組みの状況 (関係政令・府令の整備				
					に向けた関係省庁及び実 務界との協議等)				
					各振替制度の稼働状況	Р	_	_	
	②ITの戦略的活用	<ul><li>金融インフラ等がIT化等 に対応したものとなること</li></ul>		2 (参考	(測定指標) 金融インフ	ラ等 <i>の</i>	DIT化等への対	応状況	
					電子債権法(仮称)の制定に向けた検討状況	Р	_	_	
					利用者満足度調査の結果	СМ	_	_	
					(参考指標) 金融審議会(第二部会及	D	1	1	
					び情報技術革新と金融制	Г	/	/	
					度に関するWG合同会 合)での検討状況等			/	
					I Tキャラバンの参加者 (主として金融機関関係	СМ			
					者) に対して実施予定の アンケート調査		] /		
					18年度末に実施予定の利 用者満足度調査の結果	СМ		/	
(3)我が国	①金融インフラ等の	<ul><li>アジア金融資本市場におい</li></ul>	Р	1	(測定指標)	<u> </u>	/	V	
金融市場 の国際的	国際化への対応	て我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点とし		(参考 指標	主要行のアジア向け与信 残高(BIS統計)	Р	_	_	
地位が向上するこ		て機能すること		1)	(参考指標)			!	
۲,50					発展に向けた取組み状況	Р			
(4)企業金 融が円滑	①地域の再生・活性 化及び中小企業金融	- ①地域密着型金融の機能強 化が図られること	С	3 (参考	(測定指標) 地域密着型 事業再生の取組み状況	金融 Ø	)機能強化の状況  -	I —	
に行わ れ、地域	の円滑化			指標 1)	地域金融機関の経営力の			_	
経済へ貢献してい					強化の取組み状況 利用者の利便性向上の取	СМ		_	
ること					組み状況 (参考指標)				
					「地域密着型金融の機能 強化の推進に関するアク	Р			
					ションプログラム(平成 17~18年度)   に基づく				
					地域密着型金融推進計画のフォローアップの状況				
		②中小企業金融の円滑化が	С	4	及び主な取組み等の公表 (測定指標)中小企業金		1滑化の状況	V	
		図られること	Ŭ	(参考	「中小企業金融モニタリ			_	
				2)	ング」取りまとめ結果				
					金融サービス利用者相談 室における貸し渋り・貸		_	_	
					し剥がしに関する情報の 受付状況				
					中小企業に対する貸出の 状況((中小企業に対す	СМ		_	
					る)貸出態度判断DI 担保・保証に過度に依存	СМ	i —	_	
					しない融資の推進状況				
					(参考指標) 金融機関等への要請状況	Р		1 /	
					「中小企業金融モニタリ				
					「中小企業金融セニタリング」取りまとめ状況	∪ M			
(5)金融シ	①「官から民へ」の			3	(測定指標)「官から民	<u>~</u> ] 0	✓ ○改革に対する適	<u>/</u> 切な対応状	
ステムが 「官から	改革に対する適切な 対応	し適切な対応がなされてい ること			況 郵政民営化関連政省令の	Р	_	_	
					整備状況 郵政民営化に係る実施計		_	_	
民へ」の 改革に対							1	1	
					画の認可に関する対応状 政策金融改革の基本方針		_	_	

政	tr l		目標(	こ関し達成しようとする水≦	#が数値	比等によ	にり特定されている政策の	有無		
<b>以策番号</b>		政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類		指標の目標値 等の設定の有 無
2		企業活動が活発に行え			• •		I			
	(1)自らの 判断に基	①多様で良質な金融 商品・サービスの提	_	多様で良質な金融商品・ サービスが提供されること	С	2 (参考	(測定指標) 多様で良質	な金融	k商品・サービス	の提供状況
	づき効率	供に向けた制度設計					関連する制度の企画・立	Р	_	_
	的な金融 機関の企					4)	案等の状況 金融商品・サービスの提	СМ	_	_
	業活動が 行われ、						供状況(銀行代理業等の 許可状況、証券仲介業の			
	競争環境						登録状況、信託業の免			
	が整備さ れること						許・登録状況等)			
							(参考指標) 銀行代理業等の許可状況	CM		
							証券仲介業の登録状況 信託業の免許・登録状況			
							信託法改正に対応した制			
		②金融行政の透明	_	金融行政の透明性・予測可	Р	1	度整備の状況 (測定指標)		/	/
		性・予測可能性の向上		能性が向上すること		(参考 指標	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況	Р	_	_
						8)	(参考指標)	<u> </u>		
							金融庁ホームページへの	Р	/	/
							アクセスの状況(件数)		/	/
							金融庁ホームページへの 新着情報配信サービス登	Р		
							録状況 (件数)		/	/
							金融庁ホームページの改 善の状況(コンテンツの	Р		/
							充実と改修実績等)			/
							金融行政アドバイザリー	Р		/
							からの意見等の公表状況			/
							財務局との連携状況 パブリックコメントの実	Р		/
							施状況(遵守状況、件		/	/
							行政処分事例集の公表状 回答状況(回答実績)	P P		/
3		が犯罪に利用されない ①マネー・ローンダ		組織犯罪対策及び犯罪収益	Ъ	1	(測學整備)			
	関等がマ	リング対策及びテロ		和職犯罪対策及び犯罪収益 の規制に資すること	Г	(参考	(測定指標) 年間届出件数及び提供件	Р	_	_
	ネー・ ローンダ	資金対策の強化				指標 3)	(参考指標)			
	リングな どの金融					,	外国FIUとの協議及び 国際会議等への参画状況	Р		/
	犯罪に利						(情報交換取極件数)			
	用されな いこと						NCCT対象国リストに 掲載されている1ヶ国の			
							改善状況(解除を含む)			
							勧告対応状況	Р		
		②金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切		金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	С	1 (参考	(測定指標) 金融機関の	預金口	座の不正利用防	止の状況
		対の原生がつ適切な対応		に利用されがないこと		指標	口座不正利用に伴う口座		_	_
						2)	の利用停止・強制解約等の状況(全銀協公表)			
							(参考指標)			
							金融機関に対する預金口	Р		
							座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況			
								<u> </u>		
【 当	■ 整務支援其票	  整備に係る政策】			<u> </u>		意見交換等の状況	Р	<u> </u>	
1	人的資源									
(1)		い人材の育成・強化		<b>公共。 ヴァールとコリー</b>	: D	I 4	(michile in)			
	①人材の育施策の実施	成・強化のための諸	_	行政ニーズに応じた人材の 育成・確保	Р	1 (参考	(測定指標) 研修の実施状況等(対前	Р	_	_
						指標 2)	年度比で測定)	<u> </u>		
						2/	(参考指標) 研修実施件数及び受講者	Р	_	_
							民間専門家の在籍者数		_	_

政		目標(	こ関し達成しようとする水準	が数値(	比等によ	り特定されている政策の有無		
策番号	政策		達成すべき目標 (「達成目標」)	目標 分類	指標数	測定指標		指標の目標値 等の設定の有 無
	情報							
(1)	行政事務の効率化のための情報化							
	①行政事務の電子化等による利 便性の高い効率的な金融行政の 推進		①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正		指標	(測定指標) 業務・システム最適化計 P 画に基づく経費や業務処 理時間の削減などの効果 (参考指標) 業務・システム最適化の P 実施状況 (測定指標)		-
			化を図る	Г	_	情報システム調達会議の P 実施状況	_	_
(2)	金融行政の専門性向上のための情	- 青報収集	<u>・</u> ・分析			<u> </u>		<del>'                                    </del>
	①専門性の高い調査研究の実施		金融行政の専門性向上のための情報収集・分析を行い 庁内へ提供すること			(測定指標)金融行政の専門 析等の状況 研究成果の公表状況(公 P 表論文等の本数・分野) 金融に関するテーマにつ P いての調査研究等の状況 庁内へのフィードバック P 状況(研究会、ワーク ショップ、勉強会の開催 数)	性向上のための情  -  -  -	報収集・分 - -
	26政策	O= 1	C=13 P=15		64 (参考 指標 57)		0=	1

<sup>(</sup>注) 1 金融庁の「平成18年度実績評価書」を基に当省が作成した。 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項」を参照。

# 政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項

欄名	記載事	項					
「政策番号」欄	評価の対象とされた政策ごとに番号を付した。						
「政策」欄	評価書の「政策」欄に記載されている事項を記入した。						
「目標に関し達成	₹ 目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び	定性的であっても					
しようとする水準	■ 目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「	○」を記入した。					
が数値化等により	<b>ノ</b> 上記に該当しないものは、「-」を記入した。						
特定されている政	なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合に	は、少なくとも一					
策の有無」欄	つの指標について達成しようとする水準が数値化等されてい	ヽるものは「○」を					
	記入した。						
「達成すべき目標		己入した。					
(「達成目標」)」欄							
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総	務省行政評価局)」					
	を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。						
	なお、「C」(=out $\underline{C}$ ome) はアウトカム、「P」(=out $\underline{P}$ ut	)はアウトプット					
	をそれぞれ示す。						
「測定指標」及び	▶ 評価書の「測定指標」欄に記載されている事項及びその数	女を記入した。					
「指標数」欄							
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総	務省行政評価局)」					
	を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。	. Et A. S. Hales . E					
	なお、「CM」(=out <u>C</u> ome <u>M</u> easurable) はアウトカムで定						
	I」(=out <u>C</u> ome <u>I</u> mmeasurable) はアウトカムで定性的な指標	$(P) = out\underline{P}ut$					
	はアウトプット指標をそれぞれ示す。	3.7					
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定	どめている場合に、					
	その値、水準等を記入した。	⇒ ~ [□  = \ □□ \					
「指標の目標値等							
の設定の有無」欄	達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策	その有無」欄と同様					
	の分類により「○」及び「−」を記入した。						

## アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

〇アウトカム指標		
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例)	<ul> <li>○行政サービスに対する満足度</li> <li>○講習会の受講による知識の向上、技能の向上</li> <li>○搬送された患者の救命率</li> <li>○開発途上国における教育水準(識字率、就学率)</li> <li>○農産物の生産量</li> <li>○大気、水質、地質の汚染度</li> <li>○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数</li> <li>○株式売買高の推移</li> <li>○育児休業取得率</li> <li>○就職件数、就職率</li> </ul>
〇アウトプット指標		
アウトカム指標以外のもの		
① 行政の活動そのもの	(例)	<ul><li>○事業の実施件数、 ○会議の開催数</li><li>○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定</li><li>○検査件数、 ○行政処分の実施件数</li></ul>
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例)	<ul><li>○講習会、展示会等の開催回数</li><li>○標準事務処理期間の遵守状況</li><li>○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額</li><li>○パンフレットの配布数</li></ul>
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例)	<ul><li>○講習会、展示会等の参加者数</li><li>○ホームページ等へのアクセス件数</li><li>○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数</li><li>○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数</li><li>○技術士、環境カウンセラー等の登録者数</li><li>○相談件数、 ○インターンシップ参加者数</li></ul>
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす 影響でないもの	(例)	<ul><li>○機構・定員等の審査結果</li><li>○一般会計予算の主要経費構成比</li><li>○法令等審査件数</li><li>○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合</li></ul>
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例)	<ul><li>○各種研究開発の特許取得件数</li><li>○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数</li><li>○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数</li></ul>

## 3 事業評価方式による政策評価(事前)についての審査

## (1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として的確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている(基本方針 I - 4 - ア)。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。)第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号)第 3 条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

### (政策効果の把握について)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を 把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第 3条)。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認め られるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が 得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

O 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

## (事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である(基本方針 I-4-ウ)。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の 方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的(定量的)に把握でき るものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

## (2) 審査の結果

「平成19年度事業評価書」における事業評価方式による3件の政策評価(事前) についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表 (事業評価 (事前) 関係)

			1481 100 ( 3 1337	le a litto
整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期 の特定	効果の把握の方法の特定性
1	オフサイト・ モニタリング に係るコン ピュータ・シ ステムの機能 強化	△ 金融機関の業務の健全かつ適切 な運営を確保するため、効果 的・効率的なオフサイト・モニ タリングの実施を支援すること	○ 22年度	△ 達成効果の測定指標・評価の基準: オフサイト・モニタリングの効率 化・分析の多様化の状況
2	貸金業統計シ ステムの機能 拡張	△ 改正貸金業法施行後の貸金業の 動向を的確に把握すること	○ 21年度	△ 達成効果の測定指標・評価の基準: 貸金業の動向把握の効率化の状況
3	公認会計士試 験に係るコン ピュータ・シ ステムの追加 機能構築	△ 短答式試験の実施回数の増加等 に伴って増大する試験実施事務 の効率化・円滑化を図る	○ 23年度	△ 達成効果の測定指標・評価の基準: 短答式試験の実施回数の増加等に 伴って増大する試験実施事務の効率 化・円滑化の状況
合計     Δ=3				△=3
(備え	等)			

(頒考)

<sup>(</sup>注) 1 金融庁の「平成19年度事業評価書」を基に当省が作成した。 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照

# 政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項

欄	名	記	載	事	項				
「整理番号	計」欄	評価書の記載順に従	って番号を記入	.した。					
「政策」欄		評価の対象とされた	政策の名称を記	入した。					
「得よう	とする効	政策の実施により得	ようとする政策	効果を記入した	0				
果の明確性	<b>果の明確性」欄</b> 得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明ら								
	かにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効								
		果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」							
		を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」							
		かは明らかでないなど	具体的には特定	されていないも	のは、「△」を記入した。				
		得ようとする効果につ	いての記載がな	いものは、「一」	を記入した。				
「検証を	行う時期	事後的検証を予定し	ている場合に、	その検証を行う	時期を記入した。				
の特定」欄		当該政策(施策や事	業) について、	事後的検証を行う	時期が特定されている				
		ものは、「○」を記入し	」た。事後的検	証を行うこととに	はしているが時期が特定				
		されていないもの、又	は当該政策(施	策や事業)の一部	『についてのみ時期が特				
		定されているものは、	「△」を記入した	。事後的検証を行	テうことが明らかにされ				
		ていないものは、「一」	を記入した。						
「効果の	把握の方	事後的検証を予定し	ている場合に、	政策の実施後に第	<b>実際に得られた効果をど</b>				
法の特定性	E」欄	のように把握・測定す	るのかを記入し	た。					
		政策の実施により発	現した効果を排	型握できる程度に	明確にされているもの				
		は、「○」を記入した。	効果の把握の方	法が不明確なも	のは、「△」を記入した。				

### 4 事業評価方式による政策評価(事後)についての審査

## (1) 審査の考え方と点検の項目

### (政策効果の把握について)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針I-5-T)。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

## (得ようとした効果と把握された効果の関連性について)

事業評価方式による事後評価(事後の検証)においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

〇 当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかについて、合理的な説明が行われているか。

#### (2) 審査の結果

「平成19年度事後事業評価書」における事業評価方式による3件の政策評価(事後)についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りま とめる予定である。

## 政策評価審査表 (事業評価 (事後) 関係)

	以宋 前									
整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握 された効果の関連性						
1	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	○ 公認会計士試験の受験者に 対する成績通知率の向上 (目標60%) インターネットを経由した 情報提供サービスへのアク セス件数の増加(目標5万 件)	○ 成績通知率100% 18年度の試験情報提供サイ トへのアクセス件数 175,999件	0						
2	オフサイト・ モニタリング に係るコン ピュータ・ メテムの機能 強化	△ 金融機関の業務の健全かつ 適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること	△ ・即時でのデッタの形式的にないです。 ・取らでのデッタが同及の形での形式的になるなど、ないの向上が図られた。 ・迅速なデータ処理が可能となり、中小・地域金融機関になっの深度あるモニタル理が可能となった。 ・となり、できるようになった。							
3	I Tキャラバン	○ I Tキャラバンの参加者に対してアンケート調査を実施し、「キャラバンにおいて提供された情報の有用性に関する項目」について、7割以上の回答者から肯定的な回答を得ること	○ 「本シンポジウムの全体の 印象について」との質問に 対し、福岡97%、仙台 96%、東京83%、大阪 87%、広島91%(全体 90%)の回答者が「有意義 であった」、「どちらかと いえば有意義であった」と 回答	0						
	合 計	O= 2 Δ= 1	O= 2 Δ= 1	O= 2						
(備者	<del></del> 考)									

<sup>(</sup>注) 1 金融庁の「平成19年度事後事業評価書」を基に当省が作成した。 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項」を参照

# 政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項

欄	名	記	載	事	項
「整理番号	計量	評価書の記載順に従	って番号を記入	した。	
「政策」欄		評価の対象とされた	政策の名称を記	し入した。	
「得よう	とした効	政策の実施により得	ようとした政策	効果を記入した。	
果の明確性	E」欄	得ようとした効果に	ついて、「何を	」、「どの程度」、	「どうする」のかが明ら
		かにされているなど、と	ごのような効果	が発現したことを	ともって得ようとした効
		果が得られたとするの	か、その状態が	具体的に特定され	しているものは、「○」を
		記入した。「何を」、「ど	<b>゙</b> うする」のかに	は説明されている	ものの、「どの程度」か
		は明らかでないなど具	体的には特定さ	れていないもの	は、「△」を記入した。
		得ようとした効果につ	いての記載がな	いものは、「一」	を記入した。
「把握さ	れた効果	実際に得られた効果	を記入した。		
の明確性」	欄	把握された効果の明	確性について、	上記の「得ようと	とした効果の明確性」欄
		と同様の分類により「	○」、「△」及ひ	ヾ「-」を記入し	た。
「得よう	とした効	「当初得ようとした	効果が実際に得	られたのか、得ら	られなかった場合はどの
果と把握	された効				てについて明らかにされ
果の関連性	E」欄				か果の一部について明ら
					れていないものは、「-」
		を記入した。また、「-			-
				=	1た効果」が、明確でな
		い (「△」又は「一」)			屋された効果の関連性」
		について審査の対象と	していないもの	を表す。	